

町 長 行 政 報 告

■ 新型コロナウイルス対応

新型コロナウイルス感染症については、9月30日に全国の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除され、現在は感染第6波も懸念される中、1日当たりの新規感染者数は100人程度で推移しており、本県においても直近約1か月の新規感染者数は0人で、警戒レベルは最も低い「緑」の感染観察となっています。しかし、国外における新たな変異ウイルス「オミクロン株」の感染拡大に伴い、政府は11月30日から外国人の入国を制限し、感染拡大を防止する対策が行われています。本町においても、引き続き町民の皆様の不安解消や感染拡大の防止など必要に応じた対策を講じますので、町民の皆様におかれましては、年末年始で会食等の機会も増えることと存じますが、マスクの着用、3密の回避など、基本的な感染症予防に取り組んでいただきますとともに、特に、2回のワクチン接種を受けられていない方については、会食や旅行など、同居家族や日常的に接している方以外との接触を伴う行動は慎重に行ってくださいようお願い申し上げます。

次に、本町の新型コロナワクチン接種状況のご報告です。

4月下旬から開始したワクチン接種については、10月末までに接種を希望される方々への接種をもって一旦終了としました。10月末時点でのワクチン接種2回分の接種総数は、26,231回となり、12歳以上の方の2回目の接種率は86.9%、65歳以上では94%の高水準となりました。開始当初は予約センターにつながらないなどご迷惑をおかけしましたが、地域の皆さま方の声掛けや接種会場に行けない方への送迎の支援などご協力もいただきまして、当初の予想を上回る接種率となりました。皆様のご協力、誠にありがとうございました。

11月末からは、新たに接種対象となる12歳到達者や、理由があり接種できなかった方を対象に、町内2つの医療機関において日時を限定して接種を行っています。

3回目の追加接種について、12月7日時点での厚生労働省の説明では、2回目接種終了後から8か月以上経過した18歳以上の方が対象となっています。そのため、本町における3回目の追加接種の開始時期は、当初優先的に接種を行った医療従事者等を1月中旬に開始し、町民の皆様については2月初旬からコールセンターで予約受付を開始し、2月中旬から前回同様に集団及び個別接種会場で接種を進めるよう医療機関等と協議しています。

ただし、接種間隔の前倒しも検討されているため、ワクチン確保のスケジュールも確認したうえで、状況に応じ、準備の整った医療機関等の接種から順次開始できるように、当初の予定と平行して調整しています。

■ ドローン運航管理システムの実証実験

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（通称「NEDO（ネド）」）は、平成 29 年度からドローンの運航管理システムの実用化に向けた研究事業を行っており、この度、研究事業の地域実証実験のフィールドとして本町が選定され、10 月から 11 月にかけて実証実験が行われました。実証実験では、本町の地域性から年間を通じて活用可能性が高いと思われる「防災」「物流」「測量・調査」の 3 つの活用事例を想定し、4 地区での検証が行われました。

「防災」の事例では、災害時に興津坂が通行不可となったことを想定し、東又地区の四万十町 B & G 海洋センターから興津地区のヘリポート周辺へ救援物資を配送する実験が行われました。

「物流」の事例では、十和体育館から四万十川を横断して、大井川地区の八木（はちぎ）集会所へ生活用品を配送する実験が行われました。

「測量・調査」の事例では、土砂災害警戒区域に指定されている七里小学校北西斜面の測量調査のほか、大正中津川地区の成川橋（なるかわばし）周辺道路や山林の測量調査が行われました。

今回の実証実験では、全ての事例において予想以上にドローンの実用可能性が期待できる結果となっています。費用や安全面などの課題はありますが、町としては今後も、農林業や防災、教育など様々な分野での活用も視野に入れてドローン利活用の取り組みを進めます。

■ 台風 14 号による被害状況

9 月 17 日に本町に接近した台風 14 号では、活発化した前線の影響により 6 時間降水量が観測史上最多となる 302 ミリを記録し、町の東部を中心に河川の氾濫や土砂の流出、がけ崩れや道路崩落などの被害が発生しました。一時は 2 つの集落が孤立する状況もありましたが、幸いにも人的被害はありませんでした。

主な被害としては、志和地区を中心に床上浸水が 9 件、床下浸水が 39 件、水道管の断裂による断水が 4 件報告されています。

農業施設の被害は 42 件で、ハウスのビニール破れや付帯設備の冠水が報告されており、東又地区の次世代ハウスや担い手育成センターでは施設内に土砂が流入し、出荷前の商品が大量に廃棄されたとのことです。作物被害については、東又と仁井田地区で水稻が約 50ha、ニラ 0.5ha、ショウガ 1.73ha の冠水被害があり、施設については保険や県の事業を活用し、作物については共済保険や収入保険を活用して復旧対応を行っています。

また、畦畔の流出など農地の被害については 35 か所、頭首工や水路などの農業用土木施設の被害については 63 か所で総額 2 億 7,400 百万円の復旧事業費を見込んでいるほか、河川や道路の公共土木災害は 124 か所で総額 3 億 9,700 百万円の復旧事業費を見込んでいます。

■ ネット販売推進事業の今後の取り組み

本町では、コロナ禍においても安定した需要が期待できるインターネットによる特産品等販売を促進するため、新たな補助制度を設け、町内事業者で構成される「四万十町ネット販売推進協議会」の取り組みを支援しています。

同協議会は、町からの補助金交付決定を受けて本年4月から共同販売事業を開始していましたが、参加事業者への事業説明等が十分に行われていないなど運営上の課題が浮き彫りとなり9月以降は事業を休止しています。

補助事業が休止したことについては、指導すべき立場にある町としての責任もありますので、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後の事業については、速やかに事業者間の協議や運営方法の見直しなどを行い、しっかりと成果に結び付く事業となることを確認したうえで、来年2月の事業再開に向けて取り組みます。

■ 地域プロモーションアワード 2021 大賞受賞

地域プロモーションアワード 2021 は、全国の地方公共団体と民間企業等で構成される一般財団法人地域活性化センターが自治体の優れたパンフレットや動画を表彰するものです。同アワードは、地域の魅力を国内外に発信する活動の一助とすることを目的としており、今回はパンフレット部門に 109 点、動画部門に 143 点の応募が寄せられました。

11 月 19 日に各賞が発表され、パンフレット部門の大賞では本町の「シマントチョウ シアワセブック」が、動画部門の大賞では青森県大鰐（おおわに）町の「家族のかたち、大鰐のくらし」がそれぞれ受賞しています。

本町の受賞理由としては、デザインワークの良さが着目され、モノや人の魅力を引き出す写真の美しさやレイアウトが巧みで、ページを開くごとに目を楽しませるリズムが素晴らしいなど、審査員の高い評価を受けたものです。

今回の受賞作品は、同センターの機関誌やホームページなどで紹介されますので、多くの方々に本町の魅力をPRできることが期待されます。

今回の受賞については、本町のまちづくりや地域で暮らす方々の魅力が評価されたものであり、今後の移住定住施策の励みとして、より一層の施策の推進につなげたいと考えています。

■ 文化的施設整備事業の進捗状況

先の9月議会定例会では、施設に係る実施設計委託料や用地取得の予算をはじめ、建築工事費などを含む令和3年度から令和5年度までの継続費の設定について議決をいただきましたので、現在は、旧役場本庁舎跡地への施設整備に向けた作業を進めています。

まず、文化的施設で提供するサービスの基本的な考え方と具体的な実行計画をお示しするサービス計画の策定については、令和2年度から2か年計画で施設の設計と一体的に進めており、このたび「サービス計画（案）」として取りまとめたところです。

この計画案の作成にあたっては、町の関係機関や各種団体、さらには元文化的施設検討委員会委員の皆様にもご意見を伺ったほか、図書館・美術館の利用者や町内の学生・保護者、さらには町民の皆様を対象とした無作為抽出のアンケートを実施し、ご意見等をいただいています。ご協力をいただいた皆様には、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。なお、アンケート結果については、町ホームページ等で公表する予定としており、今後は12月24日から1月24日にかけて意見公募手続を行い、皆様のご意見をお伺いしたうえで、来年3月の計画策定を予定しています。

次に、施設本体の実施設計については、本年6月から7月にかけて実施した意見公募手続のほか、意見交換会等でのご意見なども踏まえ、基本設計からの変更点について協議し、施設の構造等に関する主要部分の決定をさせていただきました。今後は、本格的な実施設計の作業に着手し、来年10月の設計完成と同年12月議会定例会への本体建設工事費の予算計上を予定しており、令和6年度中の開館を目指して事業を進めていきますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

■ 小中学校適正配置計画の推進

第2期四万十町立小中学校適正配置計画に基づく小学校の統合については、統合時期を令和7年4月以降とする方針の見直しについて、9月議会定例会でご報告させていただきました。

このことについては、統合対象校区の皆様にも説明する必要がありましたので、9月末から各校区で説明会を開催し、令和9年度までの推計児童数もお示したうえで、改めて統合の必要性等をご説明させていただいたところです。

説明会では、統合の準備を進めようとする動きがある一方、署名活動を含め存続を強く要望する動きなどもあることから様々なご意見をいただきました。

適正配置計画は、子どもたちの教育環境を第一に考えた計画ではありますが、小学校は地域コミュニティの重要な役割も有しているため、保護者や地域の方々の合意が得られるよう丁寧な協議を進めます。

各校区の皆様におかれましては、適正配置計画の趣旨をご理解いただき、今後子どもたちのことを最優先にご協議いただきたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

■ 議員報酬改正に係る住民訴訟の結果

本訴訟は、四万十町の住民である原告が、四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は違法無効なものであり、改正条例に基づく議員報酬の支払が違法な財務会計行為に当たると主張して、町長に対し、差額分の支払差止めを求めた住民訴訟です。

なお原告は、令和元年 12 月 10 日付けで四万十町監査委員に対し住民監査請求を行いました。令和 2 年 1 月 15 日付けで却下の通知を受けたため、地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき本訴訟を提起したものです。

令和 3 年 11 月 16 日に高知地方裁判所で言い渡された判決の要旨は、原告の請求のうち、口頭弁論終結時までにされた議員報酬の支払差止めを求める部分は既に対象行為が完了しており不適法であるため却下し、本件改正条例は適法に制定されていると認められるため、原告のその余の請求は棄却するというものでした。

本件改正条例については、四万十町特別職報酬等審議会への諮問・答申や意見公募手続など必要とされる事務手続きを経て議案を上程し、議決を得たものでしたので、町側の主張が認められる判決となりました。なお、原告による控訴は行われていませんので、この判決は 12 月 1 日に確定しています。